

議第 101 号

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 17 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、介護保険料を減免することのほか、今後起こりうる減免対象事案に対応するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例

下呂市介護保険条例（平成16年下呂市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料の減免)</p> <p>第11条 市長は、生活扶助を受給している場合を除き、次の各号のいずれか又は法第63条の規定に該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料減免申請書の提出期限の特例)</u></p> <p><u>14 当分の間、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により、市長が必要と認め、保険料の減免を行うものについては、第11条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</u></p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第11条 市長は、生活扶助を受給している場合を除き、次の各号のいずれか又は法第63条の規定に該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

【参考資料】

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、介護保険料を減免することのほか、今後起こりうる減免対象事案に対応するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 既に定められている減免規定に加え、新型コロナウイルス感染症対応を念頭に、それらに分類されない減免対象事案に対応するため、市長特認による減免事項を規定します。

(第11条第5号関係)

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の減免を受けようとする者の申請書の提出期限を市長が指定する日とします。

(制定附則関係)

(3) この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用します。

(附則関係)